

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
OCN 光	当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）に規定する 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限り）若しくは 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7に係るものに限り）、I P 通信網サービス契約約款別冊(NTT Com ひかり電話サービス)に規定する NTT Com ひかり電話サービス（コース2に係るものに限り）、Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス（光一括提供型に係るものに限り）の 契約者回線 であって、 テレビオプション伝送サービス契約 に係るもの 又は Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス8に係るものに限り）
OCN 光契約～ 契約者識別符号 (略)	(略)

第2章 本サービスの提供

第4条～第5条 (略)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
OCN 光	当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7に係るものに限り）、I P 通信網サービス契約約款別冊(NTT Com ひかり電話サービス)に規定する NTT Com ひかり電話サービス（コース2に係るものに限り）、Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス（光一括提供型に係るものに限り） 又は Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス8に係るものに限り） の加入者回線であって、 リモートサポートサービス契約 に係るもの
OCN 光契約～ 契約者識別符号 (略)	(略)

第2章 本サービスの提供

第4条～第5条 (略)

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>第3章 契約</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>（権利の譲渡）</p> <p>第10条 契約者は、本サービスに係るOCN 光契約に関する権利の譲渡があったときは、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができます。</p> <p>2 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務（第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p> <p>第11条～第12条（略）</p> <p>第4章 禁止行為</p> <p>第13条～第14条（略）</p> <p>第5章 利用中止等</p> <p>第15条（略）</p>	<p>第3章 契約</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>（権利の譲渡）</p> <p>第10条 契約者は、本サービスに係るOCN 光契約に関する権利の譲渡があったときは、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができます。</p> <p>2 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務を承継します。</p> <p>第11条～第12条（略）</p> <p>第4章 禁止行為</p> <p>第13条～第14条（略）</p> <p>第5章 利用中止等</p> <p>第15条（略）</p>

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (料金その他の債務に係る債権について、第39条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします)。

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (その当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第39条(債権の譲渡)に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします)。

(3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(4) 第13条(営業活動の禁止)、第14条(著作権等)及び第34条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(5) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸させることにより、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

(6) 本規約に反する行為であって、本サービス又はOCN 光等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) 当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2022年7月1日～

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(4) 第13条(営業活動の禁止)、第14条(著作権等)及び第34条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(5) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸させることにより、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

(6) 本規約に反する行為であって、本サービス又はOCN 光等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) 当社に損害を与えたとき。

2 (略)

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

(利用の制限)

第17条 当社は、[IP 通信網サービス契約約款第26（通信利用の制限等）条に規定する](#)通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。）を行なうことがあります。

第18条～第19条（略）

(当社による契約解除)

第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

(1) 第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第16条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

(2) 本契約に係るOCN 光契約について、OCN 光契約の解除又は第3条（用語の定義）に定めるOCN 光以外の[IP 通信網サービスの品目又は細目](#)への変更があったとき。

(3) 第18条（本サービスの廃止）第1項に定めるとき。

(4) 前3項に加え、契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

(5) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(7) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。

(8) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合。

2022年7月1日～

(利用の制限)

第17条 当社は、[OCN 光について](#)通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。）を行なうことがあります。

第18条～第19条（略）

(当社による契約解除)

第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

(1) 第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第16条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

(2) 本契約に係るOCN 光契約について、OCN 光契約の解除又は第3条（用語の定義）に定めるOCN 光以外の[電気通信サービス](#)への変更があったとき。

(3) 第18条（本サービスの廃止）第1項に定めるとき。

(4) 前3項に加え、契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

(5) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(7) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。

(8) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合。

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>第6章 料金</p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（延滞利息）</p> <p>第24条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>2 第39条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に限り、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p>	<p>第6章 料金</p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（延滞利息）</p> <p>第24条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>2 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p>
<p>第25条～第30条（略）</p>	<p>第25条～第30条（略）</p>
<p>第7章 損害賠償</p> <p>第31条（略）</p>	<p>第7章 損害賠償</p> <p>第31条（略）</p>

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

(免責事項)

第3 2条 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、本サービスの提供をもって、オンラインパソコン教室で提供する講座内容に関する契約者の完全な理解を保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。

6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について責任を負いません。

7 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

8 当社は、第1 5条（利用中止）、第1 6条（利用停止）、第1 7条（利用の制限）、第1 8条（サービス廃止）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の被害について、責任を負いません。

9 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

2022年7月1日～

(免責事項)

第3 2条当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、本サービスの提供をもって、オンラインパソコン教室で提供する講座内容に関する契約者の完全な理解を保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。

6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について責任を負いません。

7 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

8 当社は、第1 5条（利用中止）、第1 6条（利用停止）、第1 7条（利用の制限）、第1 8条（本サービスの廃止）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の被害について、責任を負いません。

9 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

第8章 個人情報の取扱

(個人情報の取扱)

第33条 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします。

2 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、予め了承するものとします。

3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙6（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社のWeb サイト上（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）で定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

4 契約者は、当社が第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る契約者識別符号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします。

5 契約者は、当社が第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします。

第9章 雑則

第34条～第38条(略)

2022年7月1日～

第8章 個人情報の取扱

(個人情報の取扱)

第33条 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします。

2 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、予め了承するものとします。

3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙6（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社のWeb サイト上（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）で定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

4 削除

5 削除

第9章 雑則

第34条～第38条(略)

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(債権の譲渡)

第39条 契約者は、当社が本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、別紙7 に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別紙7 に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第39条 削除

附 則（令和4年6月8日 PS事推第00928389号）

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う契約の取扱い)

2 当社が、次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTTレゾナント」といいます。）に承継された左欄の規約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の契約の規定によるものとします。

<p><u>旧規約（当社）：OCN リモートサポートサービス利用規約</u> <u>本契約（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u></p>	<p><u>新規約（NTTレゾナント）：OCN リモートサポートサービス利用規約</u> <u>本契約</u></p>
---	--

3 旧規約により当社が締結した契約に係るサービス提供条件等については、NTTレゾナントに承継された新規約に基づく契約において、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に旧規約の規定により生じた料金その他の債務については、旧規約の規定に従い取扱います。

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
	<p><u>5 当社は、附則4に定める債務の支払いが確認できないとき又は支払いを怠るおそれがあると判断したときは、NTTレゾナントにその旨を通知します。</u></p> <p><u>6 旧規約の規定により当社に預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりNTTレゾナントに承継された前受金については、令和4年7月1日において、NTTレゾナントが新規約に基づいて取扱います。</u></p> <p><u>7 この改正規定実施前に、旧規約の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、旧規約の規定に従い取扱います。</u></p> <p><u>8 この改正規定実施前に、当社に対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。</u></p>
<p>【別紙1（提供時間）】</p> <p>当社は、専用受付番号にて9:00～21:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。</p>	<p>【別紙1（提供時間）】</p> <p>（略）</p>
<p>【別紙2（本ソフトの利用条件）】</p> <p>最新の利用条件は、当社公式ホームページでご確認ください。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期設定の際に当社から発行される証明書の受領を承諾すること ・ 電子証明書（※）の発行・受領台数が累計で5台までであること <p>※電子証明書とは、リモートサポート機能を使用する際に、サポート対象のパソコン等を識別するための電子的な証明書です。電子証明書を受領していないパソコン等においてリモートサポート機能は動作しません。</p>	<p>【別紙2（本ソフトの利用条件）】</p> <p>最新の利用条件は、当社公式ホームページ （ https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/ftth/collabop/internet/hikari/ocnhikari/option/rsp.html ）でご確認ください。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期設定の際に当社から発行される証明書の受領を承諾すること ・ 電子証明書（※）の発行・受領台数が累計で5台までであること <p>※電子証明書とは、リモートサポート機能を使用する際に、サポート対象のパソコン等を識別するための電子的な証明書です。電子証明書を受領していないパソコン等においてリモートサポート機能は動作しません。</p>

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

【別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）】

本サービスで提供するオンラインパソコン教室のカリキュラム（1 カリキュラム概ね 30 分程度）については、 当社のWeb サイト上

（<https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/ocnhikari/rsp.html>）に定める規定によります。

2022年7月1日～

【別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）】

本サービスで提供するオンラインパソコン教室のカリキュラム（1 カリキュラム概ね 30 分程度）については、 当社のWeb サイト上

（<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/ftth/collabop/internet/hikari/ocnhikari/option/rsp.html>）に定める規定によります。

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

【別紙4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）】

本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社のWeb サイト上 (<https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/ocnhikari/rsp.html>) に定める規定によります。

また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

- 光 LINKPC、ルータ、IP セットトップボックス、テレビ電話[フレッツフォン]、ひかりホームカメラ（クルリモ）等当社提供機器
- パソコン本体、モニター、キーボード、マウス
- ルータ、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー
- IP セットトップボックス
- スマートフォン、タブレット端末

(2) サポート内容

B フレッツ・フレッツ 光ネクスト・パソコン・テレビ及び家庭内 NW との接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法
 ※スマートフォン及びタブレット端末については、B フレッツ・フレッツ光ネクストとの Wi-Fi 接続設定

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- フレッツ接続ツール等当社提供ソフトウェア
- オペレーションシステム（Windows、MacOS）
- ブラウザ・メーラ
- メディアプレーヤ
- ウィルス対策

2022年7月1日～

【別紙4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）】

本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社のWeb サイト上 (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/ftth/collabop/internet/hikari/ocnhikari/option/rsp.html>) に定める規定によります。

また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

- 光 LINKPC、ルータ、IP セットトップボックス、テレビ電話[フレッツフォン]、ひかりホームカメラ（クルリモ）等当社提供機器
- パソコン本体、モニター、キーボード、マウス
- ルータ、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー
- IP セットトップボックス
- スマートフォン、タブレット端末

(2) サポート内容

B フレッツ・フレッツ 光ネクスト・パソコン・テレビ及び家庭内 NW との接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法
 ※スマートフォン及びタブレット端末については、B フレッツ・フレッツ光ネクストとの Wi-Fi 接続設定

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- フレッツ接続ツール等当社提供ソフトウェア
- オペレーションシステム（Windows、MacOS）
- ブラウザ・メーラ
- ~~メディアプレーヤ~~
- ウィルス対策

OCN リモートサポートサービス 利用規約【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>【別紙 5（料金表）】</p> <p>1. 月額料金 500円（税込550円）</p> <p>2. オンラインパソコン教室料金 1 カリキュラムにつき 1,800円（税込1,980円）</p>	<p>【別紙 5（料金表）】</p> <p>1. 月額料金 500円（税込550円）</p> <p>2. オンラインパソコン教室料金 1 カリキュラムにつき 1,800円（税込1,980円）</p> <p><u>3. 支払証明書の発行手数料</u> <u>支払証明書1枚ごとに400円(税込440円)</u></p> <p><u>(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。</u></p> <p><u>(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が指定する本サービス取扱所において、その本サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この規約の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。</u></p> <p><u>(2) 契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、上記の手数料及び郵送料等の支払いを要します。</u></p> <p><u>(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。</u></p>
<p>【別紙6（本ソフトが取得する情報）】</p> <p>（略）</p>	<p>【別紙6（本ソフトが取得する情報）】</p> <p>（略）</p>

【別紙 7 (当社が別に定めることとする事項)】

第25条(料金計算方法等) [第5項](#)における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

[第39条\(債権の譲渡\)](#)における当社が定める事業者及び当社が定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定める事業者	NTT ファイナンス株式会社
当社が定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ① 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 ② リモートサポートサービスに係るフレッツ・アクセス回線について、IP通信網契約約款第47条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当する場合

【別紙 7 (当社が別に定めることとする事項)】

第25条(料金計算方法等) [第2項第4号](#)における当社が別に定める場合は以下の通りです。